

IASB Update

2021年5月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

審議会は2021年5月24日から27日にリモートで会議を行った。

目次

リサーチ及び基準設定

- [動的风险管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）](#)
- [開示に関する取組み—SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [IFRS 第17号「保険契約」（アジェンダ・ペーパー2）](#)
- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)

リサーチ及び基準設定

動的风险管理（アジェンダ・ペーパー4）

審議会は2021年5月27日に会合し、動的风险管理のプロジェクト計画について議論した。審議会は、アウトリーチの間に識別された主要な課題を検討するための日程について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

今後の会議で、審議会は、アウトリーチの間に識別された主要な課題を解決できるかどうかを、リスク限度及び目標プロファイルが互いにどのように関連するのかを手始めに、検討する。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は2021年5月26日に会合し、清算時の優先順位に関する情報の開示についての提案の考えられる精緻化についての議論を継続した。審議会は、2つの新しい種類の開示を要求する提案について議

関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去のIASB Update はこちら](#)

要約のポッドキャスト

[過去のIASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

論した。(当該要求事項は、最終確定された場合、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に組み込まれることとなる。)

企業に対する請求権の性質及び優先順位の開示

審議会は、次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a. 企業が注記において、金融商品である請求権の開示及び区分を、その性質及び優先順位の相違を反映する方法で行うとともに、最小限、次のものを区別する。
 - i. 担保付きの金融商品と無担保の金融商品
 - ii. 契約上劣後している金融商品と劣後していない金融商品
 - iii. 親会社が発行したか又は義務を負っている金融商品と子会社が発行したか又は義務を負っている金融商品
- b. IFRS 第 32 号「金融商品：表示」の範囲に含まれるすべての金融負債及び資本性金融商品について開示を行う。

出席した 12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

特定の金融商品についての清算時の優先順位に関する契約条件の開示

審議会は、次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a. 企業が注記において次のことを開示する。
 - i. 清算時の優先順位を示す契約条件
 - ii. 清算時の優先順位の変更を生じさせる可能性のある契約条件
 - iii. 該当する場合（例えば、一部の劣後負債が他の劣後負債に契約上劣後している場合）に、特定の種類の金融商品に複数の契約上の劣後レベルがある旨
 - iv. 清算時に優先順位がどのように決定されるのかに影響を与える可能性のある関連する法令の適用に関する重大な不確実性に企業が気付いている場合の記述的情報
 - v. 清算時の優先順位に影響を与える可能性のある保証などのグループ内の契約の詳細（例えば、どの企業が保証を提供し、どの企業が保証を受けているか）
- b. 債務と資本の両方の特徴を有するすべての金融商品（複合金融商品を含むが、単独のデリバティブ金融商品は除く）について開示を行う。

企業は、(a)に示した開示を、審議会が 2021 年 4 月に暫定的に合意した契約条件に関する開示の一部として行うことを要求される。

出席した 12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

審議会は、2019 年 10 月の会議で議論したプロジェクト計画に含まれていた他のトピックについての議論を継続する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は 2021 年 5 月 26 日に会合し、ディスカッション・ペーパー「企業結合 – 開示、のれん及び減損」についての下記に関するフィードバックについて議論した。

- のれんを含んだ資金生成単位の減損テストの有効性
- のれんの事後の会計処理

- のれんを含んだ資金生成単位の減損テストの簡素化
- ディスカッション・ペーパーにおけるその他のトピック

審議会は、ディスカッション・ペーパーにおけるトピックに関しての学術文献のレビューについても議論した。

2021年5月27日に、審議会はディスカッション・ペーパーにおいて示した予備的見解を再審議する計画について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

審議会は、今後の会議でディスカッション・ペーパーにおける予備的見解の再審議を開始する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は2021年5月27日に会合し、純損益計算書における小計及び区分に関する公開草案「全般的な表示及び開示」における提案のうちのいくつかを再審議した。

小計及び区分—財務区分（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」における「財務活動」の定義への追加を行う提案を進めない。13名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。
- b. 次のものを純損益計算書の財務区分に分類することを企業に要求するアプローチをさらに検討する。
 - i. 資金調達のみを伴う取引から生じる負債からのすべての収益及び費用
 - ii. 他の負債からの金利収益及び金利費用

13名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

小計及び区分—財務及び法人所得税前利益（アジェンダ・ペーパー21B）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 純損益計算書において独立の投資区分及び財務区分を導入する提案を維持する。13名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 「財務及び法人所得税前利益」の小計を定義し、それを純損益計算書に表示することを要求するという提案を維持する。13名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。
- c. 現金及び現金同等物からの収益及び費用を財務区分ではなく投資区分に分類することを企業に要求する。13名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は、今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

審議会は2021年5月26日に会合し、SMEである作成者とのインタビューの要約を受け取り、IFRS for SMEs 基準の第2章及び第11章の修正を提案すべきかどうか及び提案の方法について議論した。

公開草案に向けて—2018年「概念フレームワーク」（アジェンダ・ペーパー30B）

審議会は、第2章「概念及び全般的な原則」をIFRS for SMEs 基準の一部として維持することを提案すると暫定的に決定した。出席した12名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

審議会は次のことを提案することを暫定的に決定した。

- a. 第2章を2018年「概念フレームワーク」に合わせ、IFRS for SMEs 基準の他の章における要求事項は、それがないとした場合に第2章が要求する内容に優先する旨を強調する。
- b. 審議会がIFRS for SMEs 基準の修正案に関する審議を完了した時点で、改訂後の第2章とIFRS for SMEs 基準の他の章との間の潜在的な不整合のレビューを行う。
- c. 「過大なコストや労力」の概念を維持する。

出席した12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

公開草案に向けて—IFRS 第9号「金融商品」（金融資産の分類及び測定）（アジェンダ・ペーパー30C）

審議会は、修正の文言を条件として、第11章「基本的な金融商品」における設例を契約上のキャッシュ・フロー特性に基づく金融資産の分類に関する原則で補足するIFRS for SMEs 基準に修正を提案すると暫定的に決定した。

出席した12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

次のステップ

審議会は、今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

開示に関する取組み—SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は2021年5月24日に会合し、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の文案作成において識別された整理論点について議論した。

審議会は、企業が重要な（significant）会計方針ではなく重要性がある（material）会計方針を開示するよう提案することを暫定的に決定した。この提案は、2021年2月に公表したIAS第1号「財務諸表の表示」の修正（これはIFRS第7号「金融商品：開示」の第21項の関連する修正を含んでいる）と整合的である。

13名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。

審議会は、IFRS第7号の第24J項(c)に合わせて、企業が代替的な指標金利への移行から生じるリスク管理戦略の変更を開示するよう提案することを暫定的に決定した。

13名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。

審議会は、開示削減の基準書を適用する企業が免除されるIFRS基準における開示要求のすべてを列挙した付録を公開草案に含めることを暫定的に決定した。

13名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は、公開草案を2021年第3四半期に公表する予定である。

維持管理及び一貫した適用

IFRS 第17号「保険契約」（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は2021年5月27日に会合し、保険企業がIFRS第17号「保険契約」及びIFRS第9号「金融商品」の適用開始時に表示する比較情報において生じる可能性のある、一時的な会計上のミスマッチ及び分類の不整合に関するフィードバックについて議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

今後の会議で、審議会は、保険企業がそうしたミスマッチ及び不整合を低減させることを可能にするIFRS第17号の狭い範囲の修正を提案すべきかどうかについて議論する。

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は2021年5月24日に会合し、4月のIFRS解釈指針委員会（委員会）の会議で議論された事項並びに他の維持管理及び一貫した適用に関する事項について検討した。

給付の勤務期間への帰属（IAS第19号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は、アジェンダ決定「給付の勤務期間への帰属」（IAS第19号「従業員給付」）を公表するという委員会の決定に反対する審議会メンバーがいるかどうかを議論した。

アジェンダ決定に反対した審議会メンバーはいなかった。したがって、当該アジェンダ決定は2021年5月に[2021年4月のIFRIC Update](#)への補遺において公表される（[日本語訳](#)）。

実質金利に起因するキャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（IFRS第9号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12B）

審議会は、アジェンダ決定「実質金利に起因するキャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ」（IAS第9号「金融商品」）を公表するという委員会の決定に反対する審議会メンバーがいるかどうかを議論した。

アジェンダ決定に反対した審議会メンバーはいなかった。したがって、当該アジェンダ決定は2021年5月に[2021年4月のIFRIC Update](#)への補遺において公表される（[日本語訳](#)）。

セール・アンド・リースバックにおけるリース負債：フィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー12Cから12E）

審議会は公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」に対するフィードバックの要約について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

IFRIC Update（アジェンダ・ペーパー12F）

審議会は委員会の2021年4月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、[2021年4月のIFRIC Update](#)において公表された（[日本語訳](#)）。

審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

審議会は、今後の会議でプロジェクトの方向性を検討する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation
コピーライト © IFRS 財団
ISSN 1474-2675